

## 浜松市における配水管工に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浜松市上下水道部（以下「上下水道部」という。）が施行する配水管工のうち、管類及び弁栓類の据え付け並びに接合工事（以下「接合工事」という。）を行う配水管工について必要な事項を定め、適正な配水管布設工事を施行し、水道水の安全を確保することを目的とする。

### (接合工事の施行)

第2条 上下水道部から配水管工事を請け負った者（以下「請負人」という。）が接合工事を施行する場合は、次の各号に定める場合を除き、配水管工を当該工事に従事させるものとする。

- (1) 鋼管類の接合工事
- (2) 特殊可撓管類の接合工事
- (3) トンネル工法（シールド工法）による工事
- (4) 配水管更生工事、大規模工事及び構造物に付帯するメーカーの責任施行による特殊工事
- (5) 口径50ミリメートル以下のポリエチレン管及び硬質塩化ビニル管の接合工事

2 請負人は、接合工事を施行する場合は、あらかじめ配水管工届（水道工事共通仕様書、様式2）を浜松市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

### (資格審査)

第3条 配水管工の資格審査は、申請者の配水管工の施行に関する経験、実績について審査委員会に付して行う。

### (資格要件)

第4条 資格審査を受けることができる者は、次の第1号から第5号までのいずれかに該当する者である。第1号から第4号までに該当する者は第6号から第8号までの全てに該当する者とする。第5号に該当する者は第6号に該当する者とする。

- (1) 財団法人給水工事技術振興財団による給水装置工事配管技能者に認定された者
- (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「促進法」という。）第44条に規定する技能検定に配管の職種で合格した者
- (3) 促進法第24条第1項に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練の配管科の課程を修了した者
- (4) 前号に掲げる者に準ずる者として、管理者が特に認める者
- (5) 日本水道協会による耐震継手配水管技能者に認定された者
- (6) 分水栓穿孔技術を有している者
- (7) 配水管工補助員として管理者に申請し、配管業務に従事した日数が30日以上であ

る者

(8) 管理者が認める技術講習会に参加した者

(審査の手続)

第5条 第3条に規定する資格審査を受けようとする者は、配水管工資格申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。但し、前条の第5号に該当する者の書類は次の第1号、第3号、第5号、第8号とする。

- (1) 前条の第1号から第5号までのいずれかに規定する資格を有していることを証する認定証、資格証明書等の写し
- (2) 配水管工補助員実績(第2号様式)
- (3) 主要工事経歴書(第3号様式)
- (4) 配水管工補助員届の写し
- (5) 自動車運転免許証又は顔写真が添付された身分証明証の写し
- (6) 配水管工補助員として接合工事を行っている5箇所以上の工事写真
- (7) 前条第8号に規定する技術講習会の参加実績
- (8) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める書類

(登録)

第6条 第3条に規定する資格審査により配水管工の資格を得た者は、配水管工有資格者名簿に登録される。

(資格の取消し)

第7条 管理者は、配水管工が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を取り消すものとする。

- (1) 死亡し、又はその職に堪えなくなったとき。
- (2) 第8条の規定に違反したとき。
- (3) 第9条に規定する管理者が行う講習を、正当な理由がなく受けなかったとき。

(配水管工の義務)

第8条 配水管工は、接合工事を施行するにあたっては、上下水道部の監督員の指示に従わなければならない。

(受講義務)

第9条 配水管工は、管理者が行う講習を受けなければならない。

(審査委員会)

第10条 配水管工の資格審査は、浜松市上下水道部水道技術管理者が指定する者で組織する審査委員会により行うものとし、浜松市上下水道部水道技術管理者をその委員長とする。

(細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、施行に関して必要な事項については、管理者が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に配水管工として登録を受けている者は、本要綱の資格を有するものとする。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年12月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年6月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

登録番号	
------	--

この欄には記入しないでください

(第1号様式)

平成 年 月 日

(あて先)

申請者

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

## 配水管工認定申請書

配水管工の認定を得たいので、関係書類を添付のうえ申請します。

(フリガナ)	
氏 名	
住 所	
連 絡 先	
会 社 名	

下記(1)～(7)の該当する資格に 印をつけてください。

1	(財)給水工事技術振興財団認定の給水装置工事技能者(配管技能者)
2	職業能力開発促進法第44条に規定する技能検定に配管の職種で合格した者(配管技能士)
3	職業能力開発促進法第24条1項に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練の配管科の課程を修了した者
4	職業能力開発促進法第16条に規定する公共職業訓練配管科課程修了者
5	浜松上下水道協同組合主催の給水管工資格試験合格者
6	漏水修繕業務熟練者等で、上記1～5に準ずるものと水道技術管理者が認める者
7	日本水道協会認定の耐震継手配水管技能者

添付書類(添付した書類に 印をつけてください。)

	上記資格を有することを証するもの
	配水管工補助員実績(第2号様式)
	主要工事経歴書(第3号様式)
	配水管工補助員届の写し
	顔写真が添付された身分証明書の写し
	配水管工補助員として接合中の写真
	分水穿孔中の写真
	管理者が指定する技術講習会の受講証の写し (平成 年度 受講 済)
	その他管理者が必要とする書類

( 第 2 号様式 )

配水管工補助員実績

工事番号      平成      年度      水      第      号  
 工 事 名  
 契約工期      平成      年      月      日      ~      平成      年      月      日  
 実質工期      平成      年      月      日      ~      平成      年      月      日  
 常駐日数      \_\_\_\_\_日間  
 指導した配水管工      氏名      印  
 上下水道部担当者      氏名      印

工事番号      平成      年度      水      第      号  
 工 事 名  
 契約工期      平成      年      月      日      ~      平成      年      月      日  
 実質工期      平成      年      月      日      ~      平成      年      月      日  
 常駐日数      \_\_\_\_\_日間  
 指導した配水管工      氏名      印  
 上下水道部担当者      氏名      印

工事番号      平成      年度      水      第      号  
 工 事 名  
 契約工期      平成      年      月      日      ~      平成      年      月      日  
 実質工期      平成      年      月      日      ~      平成      年      月      日  
 常駐日数      \_\_\_\_\_日間  
 指導した配水管工      氏名      印  
 上下水道部担当者      氏名      印

( 第 3 号様式 )

主要工事経歴書

( 年度・工事番号 )

( 工 事 名 )

( 契 約 工 期 )

別表 配水管工申請時に必要な書類一覧		必要 : 必要 x: 不要
資格要件		配水管工補助員以上の写真 配水管工補助員としての写真 身分証明書が添付された写真 配水管工補助員届の写し 主要工事様式書(第3号様式) 配水管工補助員実績(第2号様式) 左記の資格に該当しているもの写し
(1)	(財)給水工事技術振興財団認定の給水装置工事技能者(配管技能者)	x
(2)	職業能力開発促進法第44条に規定する技能検定に配管の職種で合格した者	
(3)	職業能力開発促進法第24条第1項に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練の配管課の課程を修了した者	
(4)	職業能力開発促進法16条に規定する公共職業訓練配管科課程修了者	
(5)	浜松上下水道協同組合主催の給水管工資格試験合格者	x
(6)	漏水修繕業務熟練者等で、上記(1)～(5)に準ずるものと水道技術管理者が認める者	x
(7)	日本水道協会認定の耐震継手配管技能者	x
(1)～(6)については配水管工補助員として配管業務に30日以上従事すること。 その他管理者が必要と認める書類(該当する場合のみ)		添付写真は別紙「配水管工資格申請書の添付写真について」による。 「管理者が指定する技術講習会」とは、浜松上下水道協同組合主催の技術講習会です。 詳しくは浜松上下水道協同組合事務局までお問合せ下さい。 053-463-9813

別紙

配水管工資格申請書の添付写真について

「浜松市における配水管工に関する要綱」に定める配水管工資格申請書に添付する技術写真について、以下のとおり作業段階ごとの確認ができるものとする。

1. 配水管接続技術写真

要綱第5条(6)配水管工補助員として接合工事を行っている5箇所以上の写真

配水管工補助員として**配水管工による指導**の下、接合工事を行っている下記の表の内、**作業段階に記されている一連の流れが分かる工事写真を5箇所以上とする。**

- (1) 下表の継手形式及び作業段階に記載される各内容を1セットとし、各々1箇所以上の計5箇所以上とする。

継手形式		作業段階	撮影頻度
1	耐震型 直管(GXまたはNS形)	清掃・ロッキング(ホルダ等含む)確認 ゴム輪装着 滑材塗布 接合状況チェック	接合要領書に基づいた、左記の作業段階の一連の流れが分かるもの。
2	耐震型 異形管(GXまたはNS形)	清掃・ロッキング(ストップ含む)確認 ゴム輪装着 滑材塗布 ホルトナット締付 接合状況チェック	
3	メカニカルK形	清掃、ゴム輪装着 ホルト締付トルク	

- (2) それぞれ別工事にて作業を行っていることが判る写真とする。
- (3) 作業は配水管工による指導の下で行っていることが確認できること。  
(配水管工シール等で確認できること)
- (4) 5箇所のうち1箇所以上は、市水道監督員の段階確認を受け、良としたものとする。
- (5) 黒板には次の内容を記載すること。

工事名    工種    測点    日付    受注者名    補助員氏名    配水管工氏名  
(登録番号)

写真は作業坑内の配管(作業)状況及び配水管工・配水管工補助員の顔が明確に判るよう工夫し撮影すること。



## 2 . 分水栓穿孔技術写真

「要綱第4条(6)分水栓穿孔技術を有している者。」に該当することを証する  
工事写真

- (1) 分水栓建込工の作業状況について、計5箇所以上とする。
- (2) 各箇所とも、ドレン排水と穿孔状況、閉栓キャップ締付完了における各作業段階とする。
- (3) 作業は配水管工又は給水管工による指導の下で行っている確認ができること。  
(配水管工シール等で確認できること)
- (4) 5箇所のうち1箇所以上は、市水道監督員の段階確認を受け、良としたものとする。その箇所の添付写真は1枚で可とする。
- (5) 黒板には次の内容を記載すること。

工事名    工種    測点    日付    受注者名    補助員氏名  
配水管工または給水管工の氏名(登録番号)

写真は作業坑内の配管(作業)状況及び配水管工・配水管工補助員の顔が明確に判るよう工夫し撮影すること。